

奈良県告示第四十三号

平成二十七年十二月奈良県告示第二百五十三号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等のうち知事が適当と認める書類等）の一部を次のように改正し、令和二年五月二十五日から施行する。

令和二年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

別表規則第一条第一項第二号の項から規則第一条第三項第五号の項までを削り、同表規則第二条第二号の項中「第二条第二号」を「第一条第二号」に、「個人識別事項が」を「氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が」に、「税理士証票」を「税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十二条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）」に、「写真付身分証明書等」を「本人の写真的表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）」に、「写真付公的書類」を「戦傷病者手帳その他官公署から発行され、又は発給された本人の写真的表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）」に、「個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付し、又は送付した書類で、当該」を「規則第二条第一項に規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が個人識別事項を印字した上で本人に交付し、又は送付した書類で、当該」に改め、同表規則第三条第一項第六号の項中「第三条第一項第六号」を「第二条第一項第六号」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改め、「第十五条の規定により還付された通知カード（以下「還付された通知カード」という。）又は同令」を削り、同表規則第三条第二項第二号の項中「第三条第二項第二号」を「第二条第三項第二号」に、「写真なし身分証明書等」を「本人の写真的表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載

があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）に、「地方税等の領収証書等」を「地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が六箇月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）に、「写真なし公的書類」を「印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行され、又は発給された本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行され、若しくは発給された日から六箇月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）に、「本人交付用税務書類」を「地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）に改め、同項の次に次のように加える。

規則第 二条第 四項第 五号	過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であつて財務大臣等が適当と認める事項等	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項
-------------------------	---	---

別表規則第三条第五項の項中「第三条第五項」を「第二条第六項」に改め、「通知カード若しくは」を削り、「第三条第一項各号」を「第二条第一項各号」に改め、同表規

則第七条第一項第二号の項及び規則第九条第四項の項中「第十二条第二項第一号」を「第十二条第三項第一号」に改め、同表規則第九条第五項第六号の項中「又は還付された通知カード」を削る。